

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年4月25日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 前実施機関が法第80条に基づき返還免除とした額を、処分庁が収入認定することは越権行為で職権乱用などである。

イ 平成28年5月に同年4月、5月分の保護費を受け取りに行ったが、12万円くらいあるはずなのに7万円少々しかなかった。

(3) 審査請求人の反論

ア 請求人は、前実施機関と処分庁が平成28年3月22日に事前協議しているのに、前実施機関が法第80条を適用したのは同年4月14日付けであり、処分庁が前実施機関と協議していたら法第80条は適用していない。

イ 処分庁から渡された封筒に小さな文字で金額が記されているだけではっきりとした明細書を出さないのは不正などにつながる。

(4) 審査請求人の口頭意見陳述による主張

ア 平成28年3月7日、審査請求人が、前実施機関に生活保護の申請に行ったところ、転居予定があるのであれば、転居先の自治体に住民票を異動して受けつけてもらうよう言われ、同日、転居先の自治体に行くと、生活実態がないので、前実施機関に住民票を持って帰るよう言われるなど、たらいまわしの状態であった。

イ 結局、前実施機関に生活保護の申請を行ったのは同年3月17日であり、前実施機関が法第80条による返還の免除の決定をしたのは、この経緯があったからだと考えている。

ウ その後、前実施機関が法第80条により返還を免除した生活保護費を、処分庁が収入として認定し、生活扶助支給額から差し引くことについて前実施機関の同意を得ている、と処分庁から説明を受けたが、前実施機関が返還免

除決定した金額を、別の実施機関が収入として認定し、支給すべき生活保護費から差し引くことはできないと考える。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却する。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件は、請求人が処分庁へ保護開始申請をしたことに対し、処分庁は、前実施機関が請求人に支給し、返還を免除した平成28年4月分保護費を収入認定する（以下「本措置」という。）とともに、前実施機関から処分庁への級地区分の変更に伴う差額分を追給することとし、同月分の保護支給額を2,964円とする保護開始決定処分を行ったものである。
- (2) 請求人は、本措置は越権行為で職権乱用などであると主張する。しかし、処分庁は、請求人の転入に向けて前実施機関と事前協議を行い、処分庁管内に転入後も保護を要することが認められたため、請求人転入後の処分庁管内における平成28年4月分の保護費について、前実施機関が既に支給し返還を免除した同月5日からの保護費に加え、級地区分の差額を支給したのであり、処分庁が前実施機関の返還免除額を収入認定したのは前実施機関の過渡金で同月分の生活需要が満たされると判断したもので、処分庁の決定は、違法又は不当とはいえない。
- (3) 次に請求人は、平成28年5月に同年4月、5月分の保護費を受け取りに行ったが、12万円くらいあるはずなのに7万円少々しかなかったこと、また、封筒に小さな文字で70,968円と記入されているだけではっきりとした明細書を出さないのは不正などにつながる旨主張する。
しかし、同年4月分については前記(1)及び(2)のとおり2,964円であり、同年5月分については、請求人の最低生活費から年金収入額を差し引いた70,968円を支給額としているもので、これらを合わせると73,932円となるものである。また、請求人への生活保護決定通知書には、生活扶助及び住宅扶助の額、年金が収入充当される旨が明記されていることから、請求人の主張には理由がない。
- (4) 請求人は、前実施機関と処分庁が、平成28年3月22日に事前協議しているのに、前実施機関が法第80条を適用したのは同年4月14日付けであり、処分庁が前実施機関と協議していたら法第80条は適用していない旨主張するが、法第80条に基づく保護金品の返還免除の決定は、当該保護の変更、廃止又は停止処分を行う時点において行うべきものとされている。

前実施機関は、法第80条に基づく返還免除の趣旨をより明確に請求人に対して示すなどの配慮が必要であったと思料されるが、その手続が違法又は不当であったとまでは認められない。

(5) 上記以外の違法性又は不当性についても、本件決定に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

| | |
|-------------|--|
| 平成28年8月24日 | 諮問の受付 |
| 平成28年8月29日 | 審査関係人に対し、主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出締切り：9月16日 口頭意見陳述申立締切り：9月2日 |
| 平成28年9月6日 | 主張書面及び口頭意見陳述申立書の受領 |
| 平成28年9月26日 | 第1回審議 |
| 平成28年10月18日 | 口頭意見陳述、第2回審議 |
| 平成28年10月28日 | 審査庁から主張書面等を受領 |
| 平成28年10月31日 | 第3回審議 |

第5 審査会の判断の理由

本件処分における本措置は、法第4条に規定する保護の補足性にに基づき、前実施機関が法第80条により返還を免除した保護費を収入認定したものであると認められる。本措置は、居住地の変更に伴う実施機関の変更に伴い生じうる保護費の断続を防止し、被保護者に不利益を及ぼさないよう配慮している側面もある。本件処分は、法及び保護基準に基づきなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁が交付した生活保護決定通知書に記載された支給の説明は、専門的な用語が用いられており受給者にとって理解しにくい表現であることが認められるものの、本措置による生活扶助及び住宅扶助の額、年金が収入充当される旨が明記されていることから、違法又は不当な点は認められない。

第6 付言

本措置のような実施機関の変更に伴う処理手続については、その合理性は認められるものの、保護受給者の立場から見れば分かりにくいところがある。処分庁及び前実施機関を含む保護の実施機関は、申請者ないし保護受給者が処分内容を正確に理解できるよう、通知文書等における表現を工夫するとともに、口頭で十分に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

| | | |
|---------|----|----|
| 委員（部会長） | 曾和 | 俊文 |
| 委員 | 中川 | 元 |
| 委員 | 前田 | 雅子 |